平成２７年度第１回古河市景観審議会議事録

１　日　時　平成２８年２月２５日（木）午前１０時３０分～午後１２時１５分
２　場　所　古河市役所古河庁舎　２階特別会議室
３　出席者　（委員）
松本昭会長、加藤誠洋委員、大山早嗣委員、鷲尾政市委員
（事務局）
児矢野都市計画課課長、武井都市計画課課長補佐、塚原都市計画課係長、
山口都市計画課主事
４　傍聴者　なし
５　次　第
１　開会
２　あいさつ
３　議事録署名人指名
４　議事
古景諮問第１号　古河市景観賞実施要綱（案）について
５　その他
６　閉会

６　議事の概要
古景諮問第１号　古河市景観賞実施要綱（案）について
附帯意見を付して、賛成全員により原案のとおり可決された。

７　会議経過　次項以降のとおり

午前１０時３０分開会

【司会】定刻となりましたので、ただ今より第２回古河市景観審議会を開会いたします。本日司会を務めさせていただく都市計画課の武井と申します。よろしくお願いします。委員５人のうち過半数以上の４人が出席していますので、審議会は成立していることをご報告いたします。続きまして、都市計画課長の児矢野よりご挨拶をさせていただきます。

【都市計画課長】開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

～　挨拶　～

【司会】続きまして、松本会長よりご挨拶をお願いします。よろしくお願いいたします。

～　挨拶　～

【司会】これからの進行については、古河市景観条例施行規則第２３条第２項の規定により会長が会議の議長となっておりますので、松本会長に進行をお願いします。

【松本会長】議事案件は「会議の公開に関する取扱要領」第２条　非公開情報、具体的には個人や法人が特定でき、不利益等を被る情報等に該当しておりませんので、会議を公開いたします。なお、本日は、傍聴者及び報道関係者がおりませんので、このまま進めさせていただきます。

【松本会長】続きまして議事録署名人２名の指名ですが、会長の私と席順４番のＣ委員にお願いします。

【松本会長】それでは議事ですが、古河市景観賞実施要綱（案）の策定についてということでございます。今回、古河市でも景観条例および施行規則等に基づいて、古河の景観をよりいいものにするための景観賞を実施したいということで、案を作成し本審議会に諮問したいということでございます。ぜひ積極的にご意見を出していただいて、古河にふさわしい内容にしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】都市計画課の塚原です。お手元にあります古河市景観賞実施要綱（案）につきまして、ご説明いたします。着座にて失礼します。

　まず、古河市におきましては、古河市景観計画、古河市景観条例を策定しまして、景観行政に取り組んできたところです。景観計画では、その施策の中で良好な景観舞台づくりにおいて、景観まちづくりの意識の醸成を図るため、景観形成の活動を行う市民や組織をはじめ、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等に対する表彰制度の創設

が謳われております。

また、古河市景観条例施行規則においても、第２１条に景観賞を贈ることができると定められています。

しかし、景観賞実施にあたりまして、事業の大枠を定めた実施要綱がないため、実施ができない状況でした。つきまして、事業を実施するにあたり、必要事項を定めた実施要綱を諮問させていただきます。

それでは、お手元の古河市景観賞実施要綱（案）についてご説明いたします。

第１条は趣旨になります。趣旨につきましては、先ほど申し上げたとおりになります。

第２条は表彰の名称になります。名称は、古河市景観賞とする、とあります。

第３条は、表彰の対象で、表彰の対象となる建築物等は、本市の区域内に存するもので、

⑴　歴史的または文化的な景観に寄与しているもの

⑵　水辺や緑等の自然環境に調和し、それらの美観に寄与しているもの

⑶　周辺の景観に調和し、地域の景観を先導するデザイン性のあるもの

⑷　その他優れた景観形成に寄与しているもの

です。

活動に関しましては、

⑴　良好な景観形成または保全を目的とした自主的で継続的なもの

⑵　景観形成に関し、市民の意識高揚や啓発に貢献しているもの

となります。

第４条は、表彰の対象者で、

⑴　建築物等にあっては、その所有者、設計者、施工者または管理者

⑵　活動等にあっては、その主体となった個人、団体、事業者

となります。

第５条は、選定の手続きで、表彰の対象を応募または推薦により募集するものとしています。

次のページをご覧ください。第６条は、表彰の選定となります。表彰の選定は、応募または推薦のあったものの中から、古河市景観審議会の選考を経て、市長が決定するものとなります。表彰の選定につきましては、本審議会のみなさまに選定していただくことにな

りますので、よろしくお願いします。

第７条は、表彰の方法で、市長が表彰状を授与する、となっています。また、表彰を受ける者に対して、銘板または盾等を授与することができる、としています。そのほか、銘板等を授与された者は、公衆の目につきやすい箇所に設置するものとしています。

第８条は、表彰の公表ですが、市の広報紙およびホームページ等に掲載するとなっております。

第９条は、表彰の取消で、受賞にふさわしくない行為があった場合は、表彰を取り消すことができる、としております。その際ですが、第３項にありますように、あらかじめ古河市景観審議会に諮り、その意見を聴くものとする、としています。

第１０条は庶務で、庶務は都市計画課で行うとしています。

第１１条ですが、このほか必要な事項は別に定めるとしています。

要綱につきましては、本審議会の答申を経まして、予定としては来年度から実施と考えておりますので、よろしくお願いします。

【事務局】以上が実施要綱になりますが、実際に景観賞を実施するにあたりまして、事務局が考えた概要をご説明します。古河市景観賞実施概要（案）というパワーポイント資料をご覧ください。募集、審査、表彰、展示会という流れとなっております。

募集につきましては、先ほど申し上げたとおり、実施要綱にのっとり、良好な景観の建築物、まちなみ、あるいは活動を募集することになっております。イメージとしては、一部を除いて改築の完成した古河第一小学校、活動につきましては、違反広告物の除却活動をクリーンクラブという団体が行っていますので、こういったものを表彰の対象に想定しています。そのほか、例えばＣ委員さんのみらい蔵等が対象になるかと考えています。

次のページになりますが、実施につきましては、来年度の実施を考えております。大まかな予定としては、７～８月が募集、９～１０月が審査、１２月頃に表彰、以降はパネル等を作成しまして、展示会を開くことを考えています。

ちなみに他の自治体の事例ですが、県内については５～６件の市を確認しましたが、条例や要綱について定めてはいても、実施には至っていないと伺っております。

近隣ですと、栃木県の３市がございます。小山市では、３年度前に実施しております。

前回は平成２４年度に行われまして、平成２７年度に行われる予定であったのですが、災害のため延期したようです。前回の表彰件数としては２０件、そのうち建築物が４件、活動が１５件、その他が１件となっております。条件としては、建築部門については３年以内のもの、活動部門については特に条件はございません。表彰の際は、賞状とアクリル額、副賞としてお米をお渡ししているとのことです。次のページにありますように、小山市ではアクリル板に賞状を入れて表彰しています。

佐野市では、毎年度行われているようです。１２件程度の応募があり、表彰は８件です。そのうち建築物等で３件、活動、その他で５件ということです。建築部門の年数の条件としては５年以内、活動部門の年数条件としては１０年以上継続しておこなっているものということです。表彰につきましては、賞状をアクリル板の中に入れたようなもの、クオカード５００円分をお渡ししているようです。

足利市でも、毎年度実施し、応募１０件のうち表彰は建築文化部門３件、まちなみ景観部門１件の計４件です。２年以内の建築物を募集対象としています。記念品は金属製の盾です。

最後になりますが、太田市では金属製のブロンズのような銘板を贈っているようです。以上で説明を終わります。

【松本会長】ありがとうございました。それでは、市のほうからご説明のあった実施要綱の案とその補足のパワーポイント資料についてご意見を伺います。いい案件だと思いますがより古河らしいものにしたいと思いますので、議論の範囲を限定してご意見いただいて、最後に全体的な議論をして、答申のご相談をさせていただきたいと思います。

それでは、全編１１条の実施要綱の案に沿いまして、第１条の趣旨、第２条の表彰の名称、第３条の表彰の対象、ここのあたりまででいくつかご質問、ご意見をいただきたいと思います。

【Ａ委員】やるという前提でみて、表彰件数は年間どのくらいを考えていますか。表彰件数の限度があるのかないのか。

【事務局】特に想定はしていないのですが、継続的にこの賞を続けていきたいので、ある程度絞り込んでいったほうがいいかと考えています。他の市町村の事例をみますと、開始

当初は件数が多く、その後尻すぼみになっていってしまうという状況があるようです。テーマを決めて募集をしているところもあるようですので、そういった形で絞ったほうがいいかと考えているところです。

【松本会長】Ａ委員のご質問の件数は、表彰する件数ということでよろしいですか。

【Ａ委員】そうです。

【松本会長】いっぱい応募があれば、表彰件数も増えるのか、絞り込むのか。

【事務局】応募のあったものについては、全部選考対象にはなると思いますが、本審議会にご意見を伺いながら決めていければと考えています。

【松本会長】各委員さんの問題意識を出して、交通整理をしながら、トータルで議論したほうがいいですね。

【Ａ委員】古河の景観賞ということで、古河らしさをどうみるかということになると思います。審査にも係わることなので、どのように考えるのでしょうか。

【松本会長】では、Ｂ委員お願いします。

【Ｂ委員】趣旨のところですが、応募される方からみて、どういうことを目的にこの賞があるのかという点があると思います。ですので、法令上の趣旨はいいとして、表彰の対象、審査、選考に合致する目的をある程度、示したほうがいいのではないかという点がまずあります。

　それから、茨城県ではグリーンリボン賞を実施していますが、それとの関連性について事前に調整等をされていますでしょうか。グリーンリボン賞と全く同じ内容で行った場合、茨城県と古河市で差別化できるのか。やるのであれば、古河としての特徴を全面に出したほうがいいと思います。

　三番目に、いろいろな賞がありますが、景観賞を受賞することで意識高揚や啓発につながる市としてのバックアップ、つまり、受賞対象となった活動等を継続して進められる仕組みづくりをしていっていただけるとよいと考えます。

【松本会長】では、Ｃ委員お願いします。

【Ｃ委員】事務局と委員のやりとりに重複しますが、継続してやっていけるか心配な面があります。

公的なものも応募対象に含まれていますが、個人レベルの建造物や活動は、どこまで応募していいものか基準がわからないので、最初はとっかかりとして難しく感じます。何年かやって例が出てくればわかると思いますが。

それと、先ほど県のグリーンリボン賞についてお話がありましたが、古河市はここ数年よく受賞していたと思いますので、その辺との兼ね合いが少し心配です。

それともう一つ、建物にしろ、道路にしろ、まずは行政がかなり景観に配慮したものにしていくことが必要だろうと考えます。行政は道路をつくればいいというのではなく、これからは広い意味で景観に配慮した道路づくりが必要だと言われています。真っ先に市が景観に配慮する姿勢をみせるべきだろうと考えます。

以上です。

【松本会長】ありがとうございました。整理しますと、Ａ委員さんの一番大きな意見としては古河らしい景観賞、古河にふさわしい景観賞はどういうものかということ。Ｂ委員さんからは公募の目的、応募する側が「これなら応募しようよ」という形で動機がちゃんと見えるような内容にしないといけないじゃないかということ、それから、グリーンリボン賞との関係、それと活動に対する支援をする意味で、活動に対する景観賞がその後の活動にプラスとなるような、いろいろなインセンティブを与える仕組みができたらいいじゃないかということ。Ｃ委員さんは、継続的にできるような工夫をしないと継続できないということ。応募の基準ですが、具体的にこういうものを応募してくださいとオリジナルで示さないと、ただ「歴史的に寄与しているもの」というその一行ではわからないので、生垣がきれいになったらいいです等、具体的な何かが必要なんじゃないかという趣旨かなと思いました。あとグリーンリボン賞の関係と行政が模範を示すという「隗より始めよ」ということをちゃんとやらないといけないじゃないですかというお話をいただきました。私の意見も大体重なっていますので、私のほうの説明は割いて進めます。

【松本会長】景観賞が日本に最初にできてから、もうたぶん４０年くらい経ちますので、これからやるのであれば、古河らしいものは何なのかということ、それから応募がたくさんでるような仕組み、それがいい景観づくりに反映できる仕組みが重要です。事務局に東京に来ていただいたときに、どうせやるなら古河らしいものでないとやってもしょうがな

いのではないですかという話をしました。あまり大きな建物だけを表彰してもしょうがないので、小さな市民の活動を一生懸命応援してあげる、そういうのが望ましいのではないかという話をしました。そのあたりを含めて、こういった形でやってくださいというのがあれば、説明をお願いします。

【事務局】古河らしさということですが、行政の立場と住民の方との立場で違うと思うのですが、来年度につきまして、住民参加のワークショップを開催したいと思っています。その中でまちづくりについて、いろいろなことを研究していただきます。そういったものを通じてみなさんとの議論の中で出したものを考えていければと思います。

【松本会長】古河らしさというのは重要です。

【Ａ委員】２つあると思うのです。古河らしいまちなみ、景観、建物というものも古河らしさですし、古河らしい選出方法というのもあると思うのです。その選出方法のもとになる大事な部分をどう決めていくかということがあって、先ほど言われたように確かにワークショップという方法もあるのでしょうが、ワークショップによって規定をつくって、規範をつくっていって、果たしてそれが古河らしいものになっていくのかなという気はします。

【松本会長】古河らしいの「らしい」って言葉は非常に抽象的なのですが、一つは古河の特性とか文化とか歴史的な蓄積とか、古河固有の文化・歴史・風土に根付いたものというものと、今現在古河に住んでいる人の文化とか理解度とか活動とか、そういうモノに根差していく２つかと思います。これだけはやろうということがあればいいと思います。

【Ａ委員】やるにしても、ワークショップのやり方だと思うのです。市民が５～６人で３テーブルくらいを囲んで議論して、発表というやり方をイメージされているのかもしれませんが、そういうことではないと思います。

【松本会長】Ｃ委員さん、旧古河は一つの古河らしさを形づくるところだと思うのですがどうですか。

【Ｃ委員】地元で生まれ育っていると、あまり感じないのですが、逆に外からみえた方からすると、いいまちなみ・景観がまだ残されているのかなという気はします。我々からすると日常的には道が狭くて曲がっていて不便だという意識が強いのですが。

【松本会長】景観賞を踏まえた古河らしさとは、私が思うに公共建築物を表彰するのは０ではないでしょうけど、市民の活動とか市民の取組みに極力重きを置いたものであるべきだと思います。ビルをつくるとかの大きな取組みではなく、身近な取組み、例えば、ブロック塀を生垣に変えるとか、小さなまちなみの改善が古河の歴史や文化と調和して新しい価値を生み出すものであるといいと思います。小さなまちなみづくりに特化して、行政側ではなく市民や民間が頑張っていることを一生懸命に応援するという景観賞は古河らしくなると思います。最低でもそのくらいはやってもらいたい。

あと、私が思うのは色彩に関してです。古河の景観の乱れで１番多いのは、色彩でして、はなももに関連して短絡的にピンクにしてしまう可能性があります。ですので、オレンジ色の看板を地味にしたなど、具体的な事例を示してあげないと、応募が挙がってこないので、古河はそのあたりが重要なのかなという感じはします。また、昔の蔵を市民が一生懸命に直す活動とかは素晴らしいと思います。

一つの考え方としてですが、何か補足とかご意見がありましたらお願いします。

【Ｂ委員】古河らしさということに関して、改めて何かと考えたときに、昨年度、景観づくりの指針を定め、古河らしい地理的なもの・歴史的なもの・文化的なものと一通り今までのものとして示されていました。これに合わせてやっていこうというのが景観計画・景観条例だったと思うのですが、景観賞に関しては、それらを全て踏襲するということではなくてもよいと思います。

景観賞を建物等のハードに対して与えるというよりは、例えば、店蔵とか古い建物を利用しながら、そこで何をしているかというふるまいに対して賞を与えるという考え方もあると思うのです。

事例に挙げられている古河第一小学校は市が発注で、設計事務所が入って発注者の意向に沿ってつくっているものですが、例えば、市民の意見を取り入れてこういった趣旨で学校づくりをしていますとか、事例としてご紹介することで、それに合わせて市民のみなさまも同じようにやりませんかという題材を提供できると思います。

個人の活動でも、ブロック塀を生垣にするとか、個人の私的な意識でやるのか、公的な意識でやるのかによって、評価の仕方も変わってくると思いますので、そのあたりを明確

に区別して表彰することもできると思います。

個人でも、まちなみをよくするためにやっています、自分の趣味でやっていますというのでは別の表彰対象になり得ます。

そのように、ふるまいによって、区別をしてもいいと思います。

【松本会長】とても素晴らしいご提案ありがとうございます。古河景観ふるまい賞、ふるまいという言葉を入れるかどうかはわかりませんが、ハードの建物があったとしても景観という観点からどういう風に使いこなしてどういう活動をするのか。例えば、蔵を保存改修し、プラス景観・まちづくり活動をしています、というハードプラスふるまいのもの。それから、ハードはないけれど、ふるまいだけのもの。私はふるまい賞でもいいと思うのですが、これから表彰をするのであれば、そういうようなものがいいと思います。

素晴らしいご提案だと思うのですが、他の委員さんはいかがでしょうか。

【Ａ委員】松本先生が先ほど言われた小さな取組み、Ｂ委員さんが言われたふるまいというのは対でセットになってくると思うのです。大きな建物、ハードが賞賛されるような賞は、年々決まったものになってきてしまうし、古河らしさは建物の意匠に感じられますよ、くらいのものになってしまうのは、新しい景観賞としては惜しい気がしますね。

やはり、小さな取組みをもっと取り上げることによって、大きなものに逆に影響を与えるような景観賞にしたほうがいいのではないかと聞きながら思いました。

【松本会長】Ｃ委員さんいかがでしょうか。

【Ｃ委員】古い建物を修復しなくても、手を加えながら、ずっと続けているところにも景観の光を当ててもらえればいいのかという感じはしました。

【松本会長】要綱の第３条、表彰の対象、建築物等と活動等とありますが、実施要綱で市民のみなさんにチラシをつくってこれで応募してくださいよというときには、これは小さい字で書かれていて、もっと具体的に小さな取組みですとか、ハードプラスふるまい等、そういった具体的な例、写真を挙げてもらいたいです。建物だけではなく、看板、サイン、緑化とか、箱物をつくるだけでないハードプラスの取り組みが重要です。

サインや色彩といった細かい、そんなにお金がかからないけれど地域に影響がでるような取組みに光を当てて、応援をしてあげるというのが、これから景観賞をやるならそれじ

ゃないのかという話をさせていただきました。

建築物等ですとどうしても建物というイメージですので、身近にある小さい景観づくりの取組みに対してとか、幅があったほうがこの議論を反映させるのにはいいのかなとは思います。

【Ａ委員】大きな箱物を市は発注しますが、できたものを表彰するということではなく、できるために行った仕組みみたいなものに表彰の対象を広げてあげると、古河市はこういう仕組みで学校をつくりましたという、仕組みに賞を与えることになると思うのです。

【松本会長】今のその話もとても重要です。古河第一小学校がきれいに改築されたということに関して、ワークショップやコンペ、プロポーザル、そういう仕組み、プロセスに対して賞を与えるとしたら、第３条１項にあたるのですか、２項にあたるのですか。

プロセスを経て立派なハードがあって、そのハードを活かすためのソフトな取組みがあるのですよね。

【Ａ委員】仕組み、プロセスにも光を当ててあげないと、ただ形をまねるだけになってしまう、どこにでもあるような景観賞になってしまう。

【松本会長】先ほどＢ委員さんがおっしゃったふるまいは、私のイメージだと、出来上がった後に建物なりモノを活かしてやるというものですが、今のＡ委員さんのお話は立派なものが出来る前のプロセス、手順ですよね。プロセスでこれだけ工夫したから、いいハードができたという。ですから、ハードの前と後を支えてあげるという、素晴らしい観点だと思います。そういうことを第１項の建築物等というところで読み込んでいかないといけない。ちょっと加えるとしたら、そういうことかもしれませんね。

先ほどＣ委員がおっしゃっていた行政が率先しなければならないということにも同感ですね。

【Ａ委員】それから、表彰の対象は自己申請か、あとは推薦で表彰してほしいとなるわけですが、申請者がいないという場合があると思うのです。一つ一つの建物については所有者、設計者、施工者が表彰の対象者になるわけですが、開発されていない、元々からあるいい景観については、誰かが認めてあげないとなくなってしまう可能性があります。新しいものばかりに賞を与えるのではなくて、そういうことこそ拾い上げていかないといけな

いと思います。

旧三和町に日光東街道がありますけど、そこにはいいまちなみが残っているのに、誰にも評価されてこないわけです。そうすると、だんだん建替えられて、普通のまちになってしまう。まちなみとして捉えたとき、古河市にとって貴重な景観であるはずなので、それを誰が認めてあげるかということになります。

表彰する相手がいなくても表彰できるようなシステムを作れませんか。

【松本会長】それもすごく重要な考え方です。自然景観、例えば、富士山が見えるこの視点場の眺めをいつまでも残していきたいというものがあるわけです。なんらお金をかけていなくて、歴史的な蓄積もなくて、何となくみんなで残していきたいと思うものについては対象者がいないわけですよね。それも一種の自然景観あるいは農村景観、田んぼ越しに見える筑波山の山並み等については、いい意味で土地利用コントロールをしたりして、高い建物を建てないでくださいという不文律化、ルール化をしていく必要があるわけですね。

【Ａ委員】市民の意識を高めるという効果もあると思います。こんなところが表彰されるのだという驚きは大切だと思います。

【松本会長】あと古河市民にとって、ここの景観だけは守ろうよ、というかけがえのない視点場、例えば、溜め池からみた東大寺の眺めとか、鎌倉の八幡様からみた由比ヶ浜の眺めとか、そういうところがあればそれも対象にするべきではないかと思います。

【Ａ委員】Ｃ委員さんが係わっておられるみらい蔵がありますよね。あそこは都市計画によって鍛冶町通りが拡幅されて、それを機に整備がされたわけです。整備をされたところに賞を与えることもあるかもしれませんが、整備がされていなくても、元々残っていた道等も表彰していなかないと、どんどん景観が壊されていくわけです。そこをどう景観賞としてみるかということがあって、どう表彰していくのかという仕組みをつくっておかないといけないですね。その仕組みをつくれれば、すごくいい景観賞になります。

【松本会長】市民からこういう景観は大切だからこうしましょう、みんなで守っていきましょうということは、誰かが発議しないといけないと思います。この実施要綱では、発議者は誰でもよろしいのですね。

【事務局】はい、自薦、他薦を問いません。

【松本会長】表彰の対象は、今みたいな話についてはどこになりますか。例えば、第３条の（２）に該当しますか。拡大解釈すればいいのでしょうけど。これを踏まえた市民向けの実施要領、チラシが必要ですよね。

【Ａ委員】これが古河らしい景観賞ですよと市民に見せるチラシですよね。

【松本会長】募集をするときに募集の紙をつくると思いますが、そこに細かい部門をつくってください。

【Ｃ委員】今、三和地区の東街道のお話が出ましたけど、総和地区にも古い鎌倉街道と言われている道筋があって、いい景観が残っていますね。

【Ａ委員】エリアとして景観賞を与えるようなものがあってもいいと思います。

【Ｂ委員】何もしないとどんどん埋没してしまって、問題意識が希薄になって、景観を壊すような行為が合法的に行われるわけです。それに対して、いい意味で啓発する、喚起を促すということも景観賞の大きな役割です。

【松本会長】とてもいい議論です。これらを全て実施要綱の中に入れるのは無理なので、これはこれで置きつつも、この議論を踏まえて応募のチラシなり実際の選定のプロセスとかに具体的に反映させていくことが重要です。

【事務局】募集要項につきましては、改めてたたき台をつくりまして、景観審議会のみなさまに議論していただきたいと考えています。実施要綱は最低限のものであり、これをもって応募するわけではありませんので、その際には改めてご協議いただくようにお願いします。

【松本会長】先ほど、いろいろ古河らしさですとか、対象者とか、選定手続きとか、表彰選定とかの話がありました。もう一つ、Ａ委員さんのおっしゃった古河らしい選出方法もありました。これも今の議論と重複する部分があると思いますが、最終的には市長の表彰になりますが、プロセスの一つとして景観審議会の意見を聴くとあります。形式的に聴いてもしょうがないですので、古河らしさを想定した場合に、どのような選定、プロセス、住民参加をするのか、工夫が必要ですね。いろいろな工夫ができそうですね。

一般的ですと、応募をして、紙があって、写真があってという形です。多少、市民参加ができるようにするとこれをポスターセッションみたいな形にして、市役所のロビーに貼

って意見を入れてもいいというところがあります。それか、全くやらないで非公開で専門家だけで決めてしまうところもあるのですが、もう少し違う、あまり時間とコストがかからない方法で、かつ、景観づくりに寄与するインセンティブを地域に対して働きかけるようなプロセスをとりたいですね。

市民が、三和の東街道や総和の鎌倉街道の景観がいいといって応募して、全く非公開で審査して、ある日、突然それが表彰されると、地元からするといいのかもしれませんが、違和感といいますか、プロセス的にどうかと思います。

【Ａ委員】出てきたものは、たぶん、みんなそれぞれ特色があって、いいものだと思うのですよ。そうでないと出てこないから。それをどこかで線引きをして、賞を与えるということにするのであれば、切り捨てられたほうの良さというのも拾い上げないといけませんね。応募して落ちたというだけでは、これからのためにならないので、落選した人でもやる気が出るような、希望がもてるような景観賞にしていったほうがいいですよね。

【松本会長】まさしく、マルとバツの選定、採否を決定するのかということ、極力マルにしてあげようよということとかですね。

かつて、私は鎌倉市の景観行政に参加して景観１００選というものをつくりまして、今の文化財とかもオーソライズされていない埋もれた景観を市民参加によって１０年間で１００個みつけるということをしました。１年間で１０個ずつ選んで１００にしていくもので、市民主体の１０年計画でした。選定では極力落とさないとか、いろいろな工夫がしてあり、また、数字の目標がありました。

例えば、古河景観１００選、古河市民の景観ふるまい賞１００選みたいな形にして１０年間で１００件見つけるとか、それがいいかどうかは別にしても、わかりやすい仕組みを全体に示してあげることはとても重要です。

【Ａ委員】Ｂ委員の言ったようなふるまい等は、この賞で育ててあげることが大切なので、どう拾いあげるのかということが重要ですね。

【Ｂ委員】審査に関しては、市民の方に見ていただくときにパネル化して展示等はよくありますが、募集するときの要項は何を応募してくださいということを明確にし、それに対して自分たちが出せるものを出すものだと思うのですよ。

そうなると、審査する側がその場所だけで審査するだけでなく、例えば、古河の市民の方でもいいですし、他のエリアから応募した方でもいいですが、審査するものを見に行くツアーをやったらいいのではないでしょうか。その場に審査員だけで見に行くツアーや受賞したものを見に行くツアーはよくありますが。古河市を知らない方、古河にもこんなところがあるのだという、市としての観光と企画として立ち上げることができると思います。参加した人の意見はそれとして取り入れながら、選定するときはきちんとした審査のポイントを予め決めておいて審査する。

応募数にもよりますが、１回の募集につき２０件、３０件とあがってくると、なかなか難しいと思いますので、応募されてきた中で、賞の区分けを景観１００選やふるまい賞等、いくつか予め分けておき、あがってきたものは受賞するという形にする。

それで、第７条第２項の表彰の方法「市長は、表彰を受ける者に対して、銘板または盾等を授与することができる」とありますが、これがいいのか冒頭に申し上げたインセンティブがいいのか、それにつながることを明文化してもいいのかなと思います。

そうすると、応募する方も、自分たちの活動も継続してできる可能性もあるのだなという意識づけができるし、こういう活動が古河の景観賞だなと広く周知することもできると思います。

【松本会長】全く私も同感です。今度、チラシをつくるときに、具体的に小さな景観取組み、例えば、ブロック塀の生垣化や市民のふるまい等、具体的に書いて写真もつけておかないと、おそらく応募が出てこない。最終的には応募をお願いするようになってしまう。電柱の違反広告物をはがす活動や花を植える活動、美化活動、アダプトプログラム等、具体的に市民の自主的な小さな取組みがほしいと取り上げて、全面的に光を当ててやる。

あと、もう一つ、Ｂ委員のおっしゃった、景観ツーリズム等の取組み、地域活性化につながるような内発的な仕組みが重要ですね。

【Ｂ委員】今、国土交通省でも検討されていることですが、例えば、道路管理に寄与している団体に対しては道路占用の許可、インセンティブを与えるという仕組みがあります。イベントをやるにしても歩道でやるときは、警察等の兼ね合いがあるわけです。それを行政が率先して協力していただいて、活動できるように認めていただくといったことでもい

いと思います。別に補助金とかそういったものではなくて。

【松本会長】古河駅の西口を降りたところに雪華があって広場があって、そこでカフェをやると本当にいいですよ。あそこで草とりをしている等の団体には、ずっとではないけれど土日や祭りのときなどにカフェをやっていいよと、そういうインセンティブを与えると活動が根付くんですね。そういうことで道路は使うという時代ですね。そういうこととリンクするといいと思います。

　あと、みなさんから発言のあったグリーンリボン賞との関係、県レベルの大きな取組みなので、自然とすみわけができるのかもしれませんが、あまり細かいことを書いても仕方がないので気にとどめておくということでいいのかもしれません。

　あと、全体を通してみて、これは毎年やるのか、２年か３年か、明確にしておいたほうがいいと思います。

【事務局】小山市では、なるべく継続してやられたいということで、３年に１度の実施のようです。

【松本会長】小山市は、やや大きなものを表彰していますので、小さな取組みの表彰ですと３年では長いですね。せいぜい２年、隔年でしょうね。

【Ａ委員】小さなものを毎年やってもいいのはないでしょうか。

【松本会長】私は大きなものより小さなものをやっていったほうが、古河らしい気がします。

【松本会長】例えば、古河の文学館がいいという表彰の応募が来たらどうするのでしょうか。ハードのものは建築できてから２年とか線引きするのですか。古河歴史博物館がいいのは誰でもわかっていることですよね。

【事務局】景観の掘り起しという意味では、過去のものがあってもいいような気がしますし、あまり制限しないのもというのもあり、悩ましいところです。

【Ｂ委員】景観上、主要な建物に対して、景観賞を与えることで保存という意味で機能していくのかどうか考えてもいいのかなと思います。

【Ａ委員】先ほどあった部門を分けるということは大事ですね。

【松本会長】他の自治体もかなり部門を分けていますね。建物部門、屋外広告物部門、緑

化部門、環境部門、活動部門等、そういう分け方をしているところは多いですけど、もう少し工夫が必要ですね。

　あと、先ほどの歴史博物館の例ですと、歴史博物館と夏にやる灯篭流しがセットになっているとか、ハードとふるまいになるといいのかもしれませんね。昔の神社の景観がいいという人もいると思うんですが、どこかで線を引いておかないといけないのですかね。

【事務局】古河らしい景観は皆さんお持ちになっていますね。

【Ａ委員】全て認めてあげて、その上で賞を年間で一つだけ与える等、そういう形になってもいいのかと思います。

【松本会長】極力、応募があった以上は落とさないほうがいいですね。落とすことが目的ではないので。

【Ａ委員】落とすのではなくて一つ選ぶということも一案かもしれません。

【松本会長】いろいろな工夫はいろいろな自治体でされていますよね。

【Ａ委員】行われた議論がとても大切なのだと思います。

【松本会長】今日の議論で、ハードはハードプラスプロセスやふるまいで、活動がセットになっているといいと思います。また、ハードはなくてもビラ剥がしのように活動だけでもいいかと思います。

【Ａ委員】例えば、何年も何十年も家の前のごみ拾いをしているおばさんがいたとします。それを隣の人が見て、素晴らしいなと思って応募してくれた、そういう人を拾い上げてやることも景観賞としていいことだと思うのです。ごみが落ちているまちではないのですから。そういう個人的な活動にも与えられる賞だといいなと思います。その小ささからでもいいのかと思える賞で。

【松本会長】議論の落ち着きどころというのは、今の議論に含まれているのかなと思います。花火大会の後に河川清掃をしている姿というのもあるかもしれませんね。

【Ａ委員】あと、応募するときに、第４条に所有者、設計者、施工者または管理者とありますが、一つなのか連名で表彰してあげられるのか、どうなのでしょうか。

【松本会長】応募者は１人でも、表彰者は関連したもの全てとするのか。

【Ａ委員】みなさんに表彰してあげられるのか。みなさんにあげたほうがいいと思います。

【松本会長】権威を付与することになりますからね。先ほども市のほうから説明がありましたけど、あくまでもこの実施要綱はベースです。これを踏まえて７～８月から募集をする予定ですけど、その前にご案内のためのチラシ、印刷物を用意するので、そこに今日の議論の反映をしてもらいたい。

確実な反映の仕方として、箇条書きでも結構ですが、こういうことが大切だという今日出た議論の記録をつくっていただいて、それを踏まえてチラシの案をつくる。そして、チラシのたたき台ができた段階で景観審議会に諮っていただきたい。恐らく新年度になるとは思いますが、１度議論して具体的に部門別やふるまい、小さな取組み等の意見を反映させたものを作ってから、庁内手続き、公募をする。最低そのくらいは必要かと思います。

さらに、デザイン的にそれなりのセンスが必要になってきますね。

１回、議論を共有化する、共有化した内容を次のステップに反映してもらうという形でお願いします。その他、何かありますか。

【Ａ委員】先ほど言ったツーリズムですとか、市役所のほうでこんなこともできるかな、という考えをもっと盛り込んでもらえればいいと思います。

【松本会長】１回目なので、本当はシンポジウムとかで、いいまち、美しいまちをつくっていくために景観賞をやりますとか、市長が宣言をして、新聞に取り上げてもらったりすることが必要な気はしますね。ワークショップをやるのであれば、そこでやるとか、１回目のキックオフをするため、発信の意味で、目立つこと、少しとがったことをやったほうがいいかもしれません。地方創生の取組みの一つです、観光客が何人増えますとか。

都市計画課だけの取組みにしないで、古河市役所全体の取組みに広めていただきたい。

【Ｂ委員】第１回は７～８月に募集ということで、その前の工程で議論の内容を盛り込んでいけるのですか。来年度、平成２８年度にスタートするかどうかということは決められているのですか。

【事務局】基本的にまだです。先ほどいろいろな議論が出ていますので、来年１年間を準備期間とすることも考えなければいけないと思います。

【Ｂ委員】ただの準備期間ですと先延ばしになってしまうので、キックオフのための仕組みを立ち上げる等が必要ですね。

【松本会長】９～１０月くらいに募集をずらしてもいいと思いますね。やる以上は工夫をしましょう。

【Ｂ委員】具体的な募集パンフレットをまとめる段階で、庁内で調整したものがフィードバックされて、なおかつ部門分けのことやシンポジウム、そういったものを含めたものを１度揉まないといけないですね。

【松本会長】またここで審議会をやると形が見えてくると思います。みなさん専門家ですから、いろいろなアイディア、ご協力がもらえるかもしれません。いいことをやろうとしていますね。これからの動きは記録をつくっていただいて、それを踏まえたチラシや１年のアクションプログラムを用意して、５月の連休明けくらいにまた審議会を開いて議論しましょう。そのほか１の議題で言い残されたことがありましたらお願いします。

（審議委員一同　異議なし）

【松本会長】それでは、諮問１については、原案のとおり了承しました。ただ、先ほど申し上げたとおり本日の議論を今後の具体的な募集のチラシや進め方に反映させていただくことが重要なので、その場を新年度、５月の連休明けくらいに１度、審議会開催していただいて、具体的な内容について再度、議論していくということでお願いしたいと思います。そういう取りまとめでよろしいでしょうか。では、第１の議案については、そういうことでお願いします。

続いて、その他ということで、いくつかご報告があるとのことです。

【事務局】その他の事項として、景観条例が昨年１月から施行されているわけですが、届出件数がどのような状況になっているかということを事務局から簡単にご報告させていただきます。

【事務局】それでは、届出件数についてご報告いたします。まず件数のご報告の前に古河市景観条例・景観計画の届出の内容について改めてご説明します。古河市景観計画の対象区域としましては、全域を対象としております。その中で、古河歴史博物館周辺地区を景観形成重点地区としておりまして、市道柳橋恩名線、いわゆる筑西幹線道路沿道地区、それから都市計画道路諸川谷貝線沿道地区、こちらにつきましては景観形成重点路線として定められております。

届出対象行為につきましては、建築物は景観計画区域のところについては高さが９ｍを超えて、かつ、延床面積５００㎡を超えるものが届出対象になります。景観形成重点地区・重点路線のところについては、用途、規模に関わらず、建物は全ての行為について対象になっております。工作物につきましては、市全域において高さが１５ｍを超えるもの、擁壁にあっては５ｍを超えるものが届出対象になります。開発行為につきましては、面積が１，０００㎡を超えるものが届出対象になります。土地の形質の変更、開墾ですとか、土石の採取、そういったものにつきましては、変更区域面積が１，５００㎡以上のもの、のり面、擁壁の高さ２ｍ以上、かつ、長さが１０ｍ以上で変更区域面積が３００㎡以上のものが届出対象となります。木竹の伐採、植栽、物件の堆積につきましては、景観形成重点地区、重点路線のみを対象にしております。木竹の伐採は面積が１，０００㎡以上のものを届出の対象にしています。物件の堆積につきましては、高さが３ｍ以上、かつ、面積が１，０００㎡以上のものを届出対象にしています。

続きまして、行為の届出件数を報告させていただきます。平成２６年度、平成２７年１月５日から３月３１日までで、合計９件の届出がありました。建築物の建築等が６件、工作物の新設はなしで、開発行為が３件です。建築物は新築が１、増築が３、改築が１、色彩の変更が１件の小計で６件になっております。平成２７年度は４月１日から平成２８年１月３１日までの集計で合計２８件の届出がありました。建築物の建築等が７件、そのうち新築が４件、増築が３件です。それから、工作物の新設が１件、開発行為が１９件、土地の形質の変更が１件です。

区域別に届出件数をご報告いたしますと、平成２６年度につきましては、９件のうち景観計画区域が８件、景観形成重点地区が１件という形になっております。平成２７年度につきましては、２８件の届出のうち、２６件が景観計画区域、２件は景観形成重点路線の届出でした。ご説明は以上になります。

【松本会長】今のご報告で何かご質問とかありますか。

【Ｂ委員】昨年の審議会のときに、分科会に案件をあげるということがありましたが、それは何件ですか。

【事務局】そのような課題になるような案件はありませんでした。

【松本会長】変更命令や助言指導した件数、問題になったこと等、もう少し踏み込んだ報告が必要だと感じます。これだと形式的な報告ですね。

【Ｂ委員】中身のところですよね。

【松本会長】他はよろしいでしょうか。

（審議委員一同　異議なし）

【松本会長】では、その他をお願いします。

【事務局】最後に事務連絡になりますが、報酬については３週間後に振り込みになります。特に変更の希望がなければ、以前お届けいただいた口座への振り込みになります。変更希望はありますか。

【松本会長】マイナンバーの報告は必要ですか。

【事務局】必要でしたら改めて個別に伺いますので、よろしくお願いします。

【司会】次回は、年度明けになると思います。皆さんの任期満了は６月３０日ですので、それを見込んで進めさせていただきたいと思います。本日頂戴した貴重なご意見を次回の審議会に反映させていただいて、もう一度ご報告させていただきたいと思います。

【松本会長】任期中に１回ですね。

【司会】はい。松本会長さんには議事の進行ありがとうございました。委員のみなさまにも貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。事務局としても、景観形成、古河らしさとはどういったものかということを十分精査しながら、また審議会に諮っていきたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

午後１２時１５分閉会